

規制の事後評価書

法令の名称：漁業法等の一部を改正する等の法律

規制の名称：水産資源の保存及び管理に関する措置

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：水産庁漁政部企画課

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

平成30年度の漁業法改正前の我が国EEZ内の資源管理は、許可制度に基づく漁獲努力量管理を中心とし、主要魚種については漁獲可能量（TAC）の下で漁獲量管理を行ってきたが、法改正により、国際的なスタンダードである持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）を達成可能な資源水準を目標とし、この目標に従い設定されるTACでの管理を基本として、TAC対象魚種を増やしつつ、漁業許可を受けた者に適切な資源管理等の責務を課すこととした。

更に、TACを管理する手法についても、より確実な数量管理及び漁業者による計画的な操業時間・日数調整を実現すべく、法改正前の漁獲量の合計から、準備の整った漁業・海域については、船毎に漁獲可能量の割当て（IQ）を行う手法を導入することとした。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

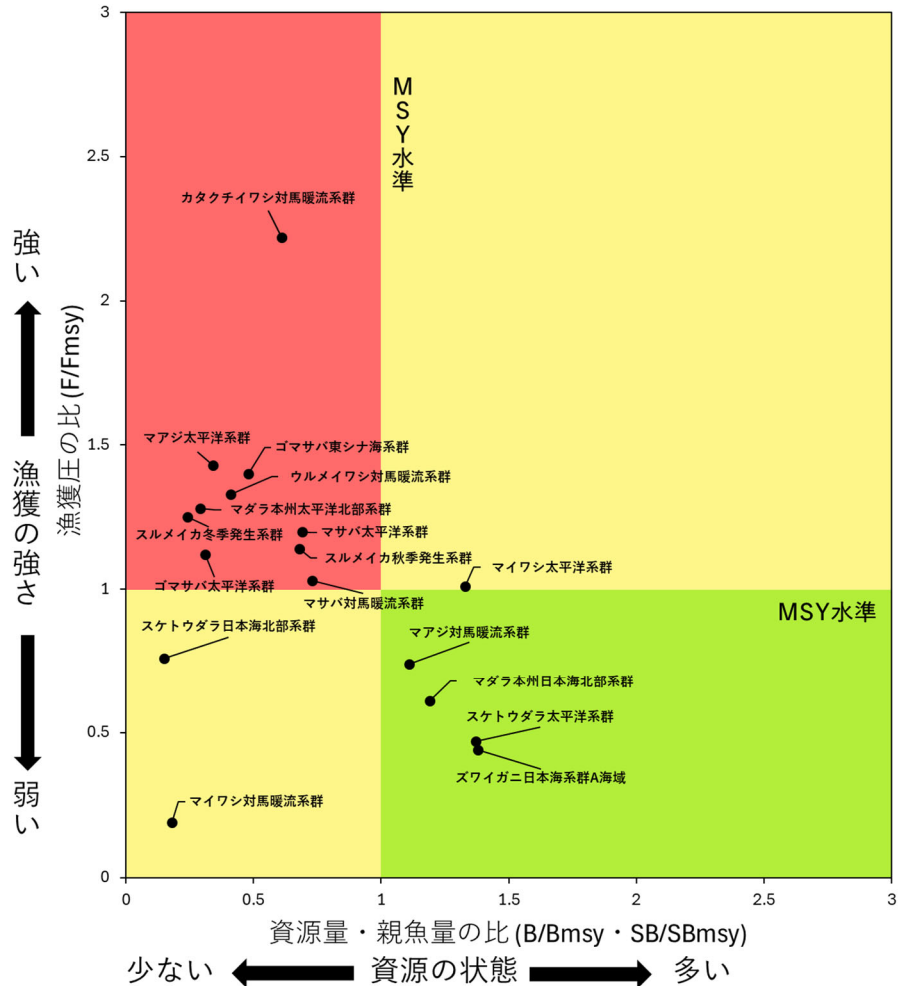
<効果（課題の解消・予防）>

算出方法と数値	
TAC 対象魚種の資源状態を示した神戸プロットについて、漁業法施行後（令和2年）のものと令和6年のものを比較する。	
【参考】	
F/Fmsy	MSY を実現する漁獲圧。1 未満を目指すこととされている。
SB/SBmsy	MSY を実現する親魚量。1 以上を目指すこととされている。
神戸プロット	資源状態を図で示したもの。 赤 …資源にとって望ましくない状態。 黄（右上）…資源量が多いが、漁獲圧も高いため、今後は左上赤の領域に移っていくと予測される。 黄（左下）…資源量は少ないが、漁獲圧も低いため、今後は右下緑の領域に移っていくことが期待される。 緑 …資源にとって望ましい状態。

①令和2年評価報告

※ウルメイワシ対馬暖流系群、カタクチイワシ対馬暖流系群、マダラ本州太平洋北部系群、マダラ本州日本海北部系群については、令和3年評価報告

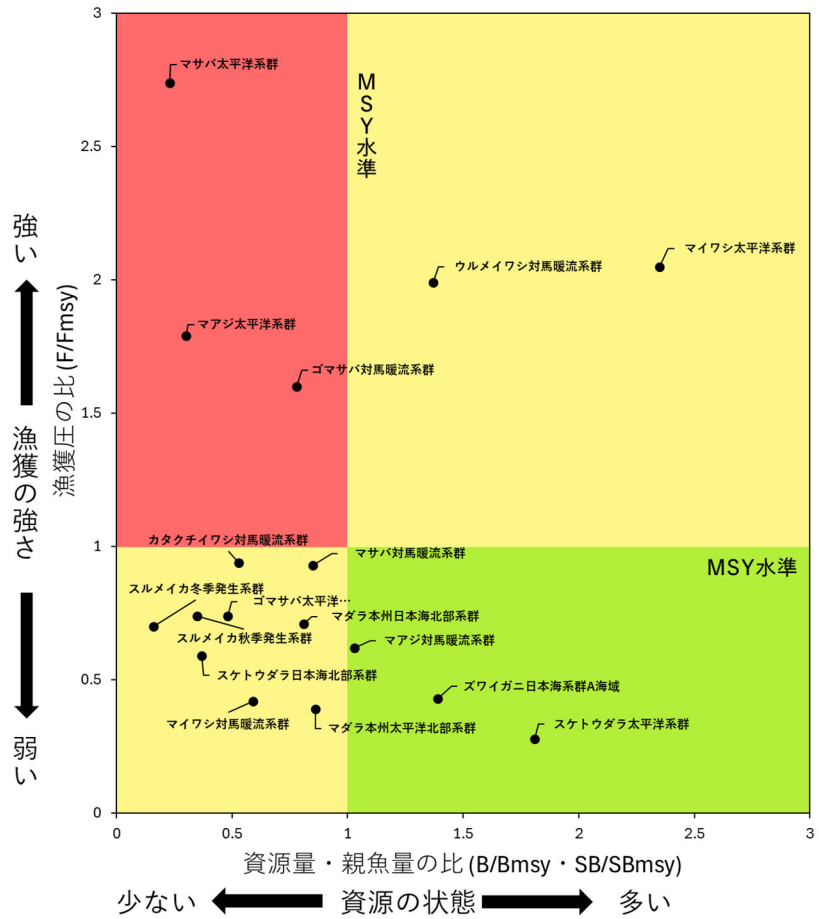
新たな資源管理を行う
魚種の資源回復状況



- ・赤：7種10資源
- ・黄（右上）：1種1資源
- ・黄（左下）：2種2資源
- ・緑：4種4資源

②令和6年評価報告

※令和6年評価報告から、ゴマサバ東シナ海流系群の名称がゴマサバ対馬暖流系群に変更



- ・赤：3種3資源
- ・黄（右上）：2種2資源
- ・黄（左下）：7種9資源
- ・緑：3種3資源

【①と②の比較】

①（令和2年評価報告）→②（令和6年評価報告）の資源状態の動向として、以下の4つに分類される。

(1)	<p>状態維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤の状態を維持 ・黄（右上）の状態を維持 ・黄（左下）の状態を維持 ・緑の状態を維持 	<p>6種9資源</p> <hr/> <p>→3種3資源</p> <p>→1種1資源</p> <p>→2種2資源</p> <p>→3種3資源</p>
(2)	<p>赤→黄（右上）</p> <p>資源量は増加したものの、漁獲圧は依然として強いため、資源状態が再び悪化することが予測される。</p>	<p>1種1資源</p>
(3)	<p>赤→黄（左下）</p> <p>資源量は依然として少ないが、漁獲圧が弱くなったため、今後は資源状態が改善することが期待される。</p>	<p>5種6資源</p>
(4)	<p>緑→黄（左下）</p> <p>資源にとって望ましい状態から、資源量が少なくなっている。</p>	<p>1種1資源</p>

便益の金銭化	<p>TAC 対象魚種と非 TAC 対象魚種の海面漁業産出額について、事前評価時と事後評価時の値を比較する。</p> <p>【TAC 対象魚種】 事前評価時（調査年：平成 30 年）…1,777 億円 事後評価時（調査年：令和 5 年）…1,966 億円 事前評価時→事後評価時：189 億円の増加 ※農林水産省統計主要魚種別海面漁業産出額から、まいわし、うるめいわし、かたくちいわし、まあじ、さば類、まだら、すけとうだら、ずわいがに、するめいかの産出額を合計して算出。</p> <p>【非 TAC 対象魚種】 事前評価時（調査年：平成 30 年）…7,592 億円 事後評価時（調査年：令和 5 年）…7,568 億円 事前評価時→事後評価時：24 億円の減少 ※農林水産省統計主要魚種別海面漁業産出額から、まいわし、うるめいわし、かたくちいわし、まあじ、さば類、まだら、すけとうだら、ずわいがに、するめいか<u>以外</u>の産出額を合計して算出。</p>
--------	--

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
報告の電子化に伴う遵守費用	事前評価時	<p>行政庁が個々の漁業者に対して、漁業種類・操業区域等の区別に IQ の割当てを行うが、その場合、個々の漁業者の漁獲量を正確かつ迅速に把握できる体制や不正を防止するための手法を整備する必要がある。</p> <p>IQ の導入は、隻数が比較的少なく、水揚げ港もある程度限定されている大臣許可漁業から導入することになると想定している。現在、大臣許可漁業で TAC 魚種を採捕したときは、その数量や陸揚日が主に FAX で報告されているが、個々の漁業者の漁獲量を正確かつ迅速に把握するためには報告の電子化は必須であるが、そのために必要な電子機器（PC やメール送受信環境）は既に整備されているため、遵守費用として新たに発生するコストはない。</p> <p>追加的な労働時間についても、FAX を作成するために費やしている時間が電子報告のための時間に替わることになるため、発生しない。</p>
	事後評価時	<p>PC やメール送受信環境は規制拡充前から整備されており、FAX 作成作業が電子報告の入力作業に替わるため、追加的な労働時間も発生しない。</p> <p>また、法改正以前から TAC 報告の電子化は実施されており、法改正に伴う TAC 報告システムの構築・改修は行っていない。</p> <p>したがって、報告の電子化に伴う遵守費用はない。</p>

■行政費用

		算出方法と数値																
①報告の電子化を徹底させる行政指導コスト	事前評価時	<p>●15 億円（1 万円×240 日×617 カ所） 人件費…1 件当たり 1 日の指導で 1 万円の人件費単価を想定。 日 数…240 日（天候の都合上、漁ができる日数は全体の 2/3 程度とされているため、1 年の約 2/3 の日数で計算） 対 象…水産物を取扱う産地市場数：617 産地市場（水産物）の規模別市場数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>規模別 (㎡)</th> <th>330 未満</th> <th>330 ～999</th> <th>1,000 ～1,999</th> <th>2,000 ～4,999</th> <th>5,000 ～9,999</th> <th>10,000 以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場数</td> <td>300</td> <td>131</td> <td>77</td> <td>71</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>617</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">資料：農林水産省調べ（2015 年度） 注：卸売市場法の適用を受ける産地市場（地方卸売市場）は、卸売場の面積が 330 ㎡以上。</p>	規模別 (㎡)	330 未満	330 ～999	1,000 ～1,999	2,000 ～4,999	5,000 ～9,999	10,000 以上	合計	市場数	300	131	77	71	19	19	617
規模別 (㎡)	330 未満	330 ～999	1,000 ～1,999	2,000 ～4,999	5,000 ～9,999	10,000 以上	合計											
市場数	300	131	77	71	19	19	617											

		事後評価時	<p>事前評価時の試算では、全国の産地市場に人員を配置することを前提としていたが、増員が行われなかったことから、当初見込んでいた行政指導コストは発生しなかった。</p> <p>また、TAC 報告システム自体は法改正前から存在しており、法改正をきっかけに説明会等は実施していないことから、報告の電子化を徹底させる行政指導コストは発生していない。</p>
②不正等が発生しないようするための監視コスト		事前評価時	<p>●10 億円 (30,000 円×240 日×140 カ所)</p> <p>人件費…1 件当たり 1 日の監視で 30,000 円の人件費単価を想定。</p> <p>日数 …240 日 (天候の都合上、漁ができる日数は全体の 2/3 程度とされているため、1 年の約 2/3 の日数で計算)</p> <p>対象 …主要な産地市場を有し、水産物の集出荷拠点としての役割を果たす漁港数 (約 140 カ所・水産庁調べ)</p>
		事後評価時	<p>●3,774 万円 (27,000 円×620 回+2,100 万円) ※令和 6 年度実施分</p> <p>1 件あたりの人件費…$12000 \times 0.75 \times 3 = 27000$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 日 (8 時間) あたりの人件費 : 12,000 円 ・1 件あたりの所要時間 : 6 時間 (8 時間×3/4) ・平均所要人数 : 3 人 <p>検査実施回数 …約 620 回</p> <p>旅費 …約 2,100 万円</p>
③規制導入に係る事業費		事前評価時	<p>資源評価を行うための追加的な資源調査費用</p> <p>約 43 億円</p>
		事後評価時	<p>予算の執行実績 ※令和 6 年度</p> <p>水産資源調査・評価推進事業費 : 約 44 億円 (4,449,865 千円)</p>

3 考察

当該規制拡充によって、持続的に生産可能な最大の漁獲量 (MSY) を達成可能な資源水準を目標とし、この目標に従い設定される TAC での管理を基本とし TAC 対象魚種を増やしつつ、漁業許可を受けた者に適切な資源管理等の責務を課すこととした。

また、TAC を管理する手法についても、より確実な数量管理及び漁業者による計画的な操業時間・日数調整を実現すべく、法改正前の漁獲量の合計から、準備の整った漁業・海域については、船毎に漁獲可能量の割当て (IQ) を行う手法を導入することとした。

新たな資源管理を実施した魚種について、漁業法施行直後には資源にとって望ましくない状態にあった 6 種 7 資源において、資源量の回復または漁獲圧の低下が見られた。一方、3 種 3 資源においては、依然として資源にとって望ましくない状態が継続しており、法施行直後には資源にとって望ましい状態にあった 1 種 1 資源においては、資源量の低下が見られた。このように、魚種によって資源回復状況には一定の差異が生じている。現在の資源状態には、近年の海洋環境の激変も影響していると考えられるが、当該規制による資源状態の維持・回復に一定の効果が見られる。

このため、現行の規制を継続するものとし、引き続き資源回復状況を注視しながら、必要に応じて追加措置または見直しを検討することとする。